

令和7年度 市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

整理番号	
業種又は職業	
電話番号	
個人番号	
続柄	

表

大仙市長 あて (受付印)	現住所	
提出年月日 年 月 日	1月1日現在の住所 フリガナ	
	氏名	
	生年 大・昭 月日 平・令	世帯主の氏名

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料除	社会保険の種類	支払った保険料	円
⑮ 生命保険料除	合計	旧生命保険料の計	円
⑯ 地震保険料控除	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	介護医療保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
⑳ 障害者控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
㉑～㉒ 配偶者控除、特別控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除 (学校名)		
㉓ 扶養控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除 (学校名)		
㉔ 雑損控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除 (学校名)		
㉕ 医療費控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除 ⑲ 勤労学生控除 (学校名)		

1 収入金額等	事業	営業	等	ア	円
2 所得金額	事業	営業	等	①	
3 所得から差し引かれる金額	事業	営業	等	②	
4 所得から差し引かれる金額	事業	営業	等	③	
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	④	
6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑤	
7 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑥	
8 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑦	
9 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑧	
10 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑨	
11 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑩	
12 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑪	
13 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑫	
14 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑬	
15 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑭	
16 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑮	
17 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑯	
18 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑰	
19 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑱	
20 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑲	
21 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	⑳	
22 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉑	
23 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉒	
24 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉓	
25 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉔	
26 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉕	
27 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉖	
28 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉗	
29 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉘	
30 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉙	
31 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉚	
32 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉛	
33 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉜	
34 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉝	
35 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉞	
36 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㉟	
37 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊱	
38 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊲	
39 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊳	
40 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊴	
41 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊵	
42 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊶	
43 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊷	
44 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊸	
45 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊹	
46 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊺	
47 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊻	
48 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊼	
49 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊽	
50 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊾	
51 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法	事業	営業	等	㊿	

※確定申告書を税務署に提出する方は、この申告書を提出する必要はありません。

※この申告書は3月17日まで提出してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和7年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

☐ 給与から差引き(特別徴収)
☐ 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※前年に収入がなかった方、非課税収入のみであった方の記載欄

1. 遺族年金・障害年金等または、雇用保険・労災保険等を受給していた。 (年金・保険の種類)	(年間受給額)	円
2. 学生であった。 学校名	(令和 年 月卒業見込み)	
3. 下記の方に扶養されていた。(仕送りを受けていた。)	住所 氏名	続柄
4. 1～3以外の方は前年の生活状況を記入してください。		

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票の無い人は記入してください。)

月	日	給	勤務日数	月	収
1		円	日		円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					円
勤 務 先 所 在 地					
勤 務 先 名					
勤 務 先 電 話 番 号					

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得・雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収 入 金 額	必 要 経 費
		円	円
		国外株式等に係る 外国所得税額	

9 寄附金に関する事項

都 道 府 県、市 区 町 村 分		円
住所地の共同募金会、日赤支部分		
条 例 指 定 分	都 道 府 県	
	市 区 町 村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、左欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収 入 金 額	必 要 経 費	差 引 金 額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所 得 金 額 (差引金額－特別控除額)
総 合 譲 渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					
一 時						
右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のハに記入してください。 右の二の金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。				ニ 合計 イ＋[(ロ＋ハ)×½]		

11 事業専従者に関する事項

1	氏 名	続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数		
2	氏 名	続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数		
3	氏 名	続 柄	生年 月 日	明・大 昭・平	専従者給与 (控除)額
	個人番号		従事月数		
所得税における青色申告の承認の有無			承認あり・承認なし		合 計 額

13 事業税に関する事項

非課税 所得など	所得金額	円
損益通算の 特例適用前の 不動産所得		円
事業用の 資産の 譲渡損失 など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の 開 廃 業	開始・廃止 年 月	
☐ 他都道府県の事務所等		

12 別居の扶養親族等に関する事項

1	氏 名	個人 番号	住 所
2	氏 名	個人 番号	住 所
3	氏 名	個人 番号	住 所

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の
控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 所得金額調整控除に関する事項

氏名	続 柄	生年 月 日	明・大・昭 平・令
個人 番号			
特別障害者 に該当する 場合	級 度	別居の場合 の 住 所	

令和7年度 市民税・県民税概算額

⑳課税総所得金額(⑫－㉔)	所 得 割 額	均 等 割 額	合 計 額